

令和5年度1月補正予算（専決処分）の概要

令和5年度鯖江市一般会計補正予算（第8号）

予算の規模

一般会計の1月補正予算（第8号）の規模は
この結果、一般会計の予算現計は

1億7,000万円

303億円

（単位：千円・％）

区分	令和5年度			令和4年度との比較		
	補正前予算	補正額	予算現計	1月補正後 予算	増減	伸び率
一般会計	30,130,000	170,000	30,300,000	28,741,900	1,558,100	5.4

専決処分日 令和6年1月22日（月）

予算案の概要

【物価高騰対策関連】

低所得者世帯支援給付金給付事業

170,000千円

低所得者世帯支援給付金給付事業

170,000千円
(社会福祉課)

物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に対し、低所得者世帯支援給付金(以下「給付金」という。)として、1世帯あたり10万円を給付します。

今回の給付金は、「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、令和5年度住民税非課税世帯への支援と同水準の支援を行うための措置となります。

また、低所得の子育て世帯については、18歳以下の児童1人当たり5万円を加算する緊急的支援を行います。

(財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金・定額減税一体支援枠)(国10/10))

【対象者および給付額】

令和5年12月1日(基準日)現在、市内に住所がある次の世帯

① 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯(1世帯当たり10万円)

※ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※ 転入者がいる場合は、別途申請が必要

② 令和5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯の子育て世帯(以下「こども加算」という。)(児童1人当たり5万円)

※ 基準日において、同一世帯となっている18歳以下の児童

※ 基準日以降に生まれた新生児も対象とします。

【支給方法と支給時期】

2月上旬に該当世帯に確認書を送付、2月末までに支給開始予定

【経費の内訳】

・給付金	166,000千円
住民税均等割のみ課税世帯(10万円/世帯)	@100千円×1,200世帯=120,000千円
こども加算(5万円/人)	@50千円×920人=46,000千円
・事務費	4,000千円
合計	170,000千円